

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 本学の沿革	4
2. 設置の趣旨および必要性	4
(1) 設置の趣旨	4
(2) 設置の必要性	6
(3) 博士後期課程が目指す人材育成と進路とディプロマポリシー	10
3. 研究科、専攻等の名称および学位の名称	12
(1) 研究科・専攻・課程の名称	12
(2) 学位の名称	12
4. 教育課程の編成と各科目における考え方	12
(1) カリキュラムポリシー	12
(2) ディプロマポリシーと各科目の関連	13
(3) ディプロマポリシーと、カリキュラム全体としてのポリシーの 関連	15
(4) カリキュラムポリシーと各科目の関連	16
(5) 教育課程の編成	17
(6) 各科目における基本的な考え方	18
5. 教員組織の編成とその考え方	20
(1) 教員組織	20
(2) 教員の科目配置	20
(3) 教員の業績	21
(4) 年齢と職位のバランス	21

目次

6. 教育方法、履修指導、研究指導体制・方法および修了要件	21
(1) 教育方法	21
(2) 履修指導	22
(3) 研究指導体制	22
(4) 研究指導方法	22
(5) 博士論文審査	24
(6) 博士後期課程修了要件と博士論文の公表	25
7. 施設・設備等の整備計画	25
(1) 教育・研究施設・設備	25
(2) 図書館	26
8. 既設の学部および研究科との関係	26
9. 入学者選抜の概要	27
(1) アドミッションポリシー（入学者受入方針）	27
(2) 入学資格	27
(3) 入学者選抜の概要	28
10. 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施	28
(1) 修業年限	28
(2) 履修指導および研究指導の方法	28
(3) 授業の実施方法	28
(4) 教員の負担の程度	29

目次

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、 必要な職員の配置.....	29
(6) 必要とされる分野であること	30
(7) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備 状況等.....	30
(8) 教員に対する研究費助成.....	30
1 1. 管理運営	30
(1) 医学研究科教授会	30
(2) 医学研究科代議員会	30
(3) 看護学科・看護学専攻合同運営会議	31
1 2. 自己点検・評価	31
(1) 自己点検・評価の基本方針	31
(2) 実施体制	31
(3) 結果の活用および公表	33
1 3. 情報の公表	33
(1) 公表の方法	33
(2) ホームページによる公開情報	34
(3) 定期的に刊行している発行物	35
1 4. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	36

1. 本学の沿革

横浜市立大学は、1882（明治 15）年に創設された横浜商法学校を源流とする。明治の早い時期に商業学校が設立されたのは、横浜が当時の日本における第一の貿易港であり、国際商業都市であったことによる。1952（昭和 27）年には、横浜市立医学専門学校と合わせて新制大学として発足、以来、開国・開港の地、横浜にふさわしい国際性、進取性に富む学風と伝統を受け継ぎつつ発展した。2017（平成 29）年現在、国際総合科学部（4 学系 12 コース）と医学部（医学科・看護学科の 2 学科）の 2 学部、都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、医学研究科の 5 研究科、さらに附属 2 病院（横浜市立大学附属病院と横浜市立大学附属市民総合医療センター）を擁するに至った。今回、医学研究科看護学専攻（以降、看護学専攻）に博士後期課程を開設することで、全研究科に一貫して博士後期課程が設置されることになる。なお大学附属の研究機関として、木原生物学研究所、先端医科学研究センター、次世代臨床研究センター、RI 研究センター等を設置しており、理化学研究所環境資源科学研究センター、農業生物資源研究所、理化学研究所仁科加速器研究センター、理研バイオマス工学研究プログラム等と研究連携、MD アンダーソンがんセンター等の研究機関と協定することで高度な教育研究体制を構築している。

本学は法人化に際し、「市が有する意義ある大学として、市民が誇り得る、市民に貢献する大学となること、さらには、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学となること」を目標に定めた。この目標を達成するため、「教育重視、学生中心、地域貢献」を基本方針としている。さらに、横浜市立大学医学部の理念は、国際都市横浜における都市社会の基盤となるインフラストラクチャーとして、特に教育・研究・医療の拠点機能を担うことである。具体的には、横浜市を始めとした都市が抱える課題の解決に向けて、グローバルな視野をもって、地域保健医療福祉専門機関等において活躍できる医師・看護職等の育成拠点となること、生命医科学分野等における国際レベルの研究拠点となること、神奈川県内唯一の公立大学附属病院として市域圏域への高度医療の提供拠点となることである。

2. 設置の趣旨および必要性

(1) 設置の趣旨

横浜市立大学医学部看護学科（以降、看護学科）は、1898（明治31）年に創設された横浜市立十全看護婦養成所を源流とし、1953（昭和28）年に横浜市立高等看護学院、1971（昭和46）年に横浜市立大学医学部附属高等看護学校、1995（平成7）年に横浜市立大学看護短期大学部へと発展、2005（平成17）年に現学科に至った。2010（平成22）年には、医学研究科に看護学専攻修士課程（以降、修士課程）を開設した。

看護学専攻の基盤となる看護学科は、幅広い教養と豊かな人間性、生命と個人の尊厳を尊ぶ高い倫理観と国際的視野を備え、看護専門職としての十分な知識と技術を有した看護師、保健師、すなわち科学的思考に基づいて看護を展開し、地域社会の人々の健康と福祉に幅広く貢献できる看護実践専門職を育成してきた。1 学年定員 100 名を対象に丁寧で緻密な教育を遂行、特に臨地実習においては、本学の附属 2 病院および関係機関と密に連携しており、その成果として 2015（平成 27）年度からは、附属 2 病院と協働して実習指導者講習会を開講した（定員 40 名）。つまり看護学科は、看護基礎教育はもとより看護継続教育やキャリア開発の観点からも、公的教育機関としてのシームレスな看護職育成の一翼を担ってきたといえる。また本学は、国際的視野の育成を重視しており、その取り組みの 1 つとして、横浜市立大学グローバル都市協力研究センター（Global Corporation Institute for Sustainable Cities GCI）を設置し、アジアの都市が抱える課題解決を目指した大学間ネットワーク、「アカデミックコンソーシアム（International Academic Consortium for Sustainable Cities : IACSC）」を構築している。GCI 内の「公衆衛生」ユニットでは看護学科教員がリーダーあるいはメンバーとして活動し、平成 27 年度より IACSC の提携校であるフィリピン大学に本学看護科生を派遣する、また科学技術振興機構（JST）の日本・アジア青少年サイエンス交流事業「さくらサイエンスプラン」の支援をうけ、フィリピン大学の学生と教員を本学看護学科に招聘する等の学生交流を行っている。今後も、同学生交流は継続する予定である。

次に修士課程であるが、2017（平成 29）年現在「看護生命科学分野」「周麻酔期看護学分野」「基礎看護学分野」「看護管理学分野」「感染看護学分野」「がん看護学分野」「がん・先端成人看護学分野」「老年看護学分野」「小児看護学分野」「母性看護学分野」「精神看護学分野」「地域看護学分野」の計 12 分野および、その中で 5 つの専門看護師教育課程（がん看護（26 単位）、感染看護（26 単位）、精神看護（26 単位）、老年看護（38 単位）、小児看護

(38単位)) と、周麻酔期看護学コースを開設している。また、助産師コースの設置に向けた検討も行っている。看護学専攻では、広い視野に立脚して看護学の専門性を追究するとともに、エビデンスに基づいた看護実践ができる専門看護師や周麻酔期看護師をはじめとした高度実践看護師、また今後、これらの人材をより安定的、長期的に輩出し続けるための、看護学科および看護学専攻で教授し得る人材、すなわち看護学について高い博識をもつ教育・研究者、さらに、臨床や行政で指導的役割を果たせる看護管理者等の高度看護実践専門職の育成を主眼としてきた。2017（平成29）年3月までに62名の修了生を輩出、そのうち8名が専門看護師資格（がん看護、感染看護、精神看護）を取得した。修了生は看護師、看護管理者、専門看護師、保健師、大学教員等として就業し、多方面で活躍している。

上記背景のもと、看護学専攻博士後期課程（以降、博士後期課程）では、今後も益々複雑・多様化していく看護ニーズに対応できる看護の実践スキルやシステム構築、看護理論を開発できる看護学研究者、一方で、そのような看護ニーズに対応できる看護実践専門職、高度実践看護師を含む高度看護実践専門職を教授できる看護学教育者、さらに、臨床や行政で指導的で、より高度な専門業務を担う看護職者を育成することを目指す。以上の趣旨に基づき、2018（平成30）年4月に修士課程を看護学専攻博士前期課程（以降、博士前期課程）に変更、新たに博士後期課程を設置したい。

(2) 設置の必要性

以下、3つの観点から博士後期課程設置の必要性を述べる。

1) 保健医療福祉の変化による社会的要請

現在、わが国では、医療技術の進歩、生活環境の変化等が疾病構造を変化させ、悪性新生物や生活習慣病、慢性疾患が死因の多くを占めている。加えて高齢者人口の割合が年々増加し、75歳以上の後期高齢者が4人に1人になる時代を控え、全国民の健康寿命を延伸することが保健医療福祉の目標となった。同時に、高齢者のみならず全年代の市民が障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、その人らしく生活できるノーマライゼーションを浸透させることも重要課題である。特に大都市は、1世帯あたり人員数が1950年の5.0人から2015年現在2.4人まで縮小し、単身世帯が13.1%から25.6%に増加していること、地域の人々と親しく付き合っている者の割合は18.7%であり、大都市以外の市町村における同割合27.1～31.3%に比してコミュニティのつながりが希

薄化していること、価値観やモラルが多様化していること、所得や学歴といった個人特性と社会背景の多様化により健康格差や生活格差が拡大していること、外国人をはじめとする人口流入出等を背景に、市民の多様で複雑なニーズに直面している。

横浜市医療局の推計によれば、横浜市の人口は減少に転じる一方で65歳以上の高齢者は増加し、特に75歳以上の増加率が高く、入院患者数は2025年以降の増加率がやや鈍るものの、2040年までは増え続け、入院患者を受け入れるための病床数は、2025年までに7,220床となるという。在宅医療等の必要量も2025年には現在の31,639人/日の1.8倍の56,388人/日になると推計されており、将来不足する病床機能の確保、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実が喫緊の課題となっている。具体的には、急性期病院と在宅医療の二極化を控え、介護施設や中間施設、療養型病院等の不足への対応、高齢者の社会的孤立と孤独死等の防止、児童・高齢者・障害者虐待の防止、貧困者への医療対策の強化、人口流入出による感染症等の発生予防、災害等で都市機能が麻痺した際の地域全体の健康危機管理の徹底、メンタルヘルス問題の予防と早期介入等が強く求められている。

以上より、市民のニーズに対応して課題解決できる看護学研究者、看護実践専門職や高度看護実践専門職を育成できる教育者、また高度な専門業務を担う看護職者を輩出して、市民のニーズ中心のシステムティックな看護実践を創造、検証、実現していくことは必須である。臨床や行政、研究と教育の場にいる看護職が連携・協働し、相互のフィードバックを得て、さらなる高度看護実践を志向していく仕組み作りが求められている。本学は、市域唯一の公立の看護学高等教育機関であり、看護学に関する唯一の公的研究機関としての機能も併せ持つ。看護学を中核とした学際的、国際的研究成果をもって横浜市はもちろんのこと、国の政策や看護政策に貢献することができる。さらに博士後期課程設置を通じて、地域社会の人々の健康と福祉に幅広く貢献する優れた看護学研究・教育者と、高度な専門業務を担う看護職者を一貫して確実に育成することで、卓越した看護学研究成果を、横浜市をはじめとした地域社会および、国際社会の医療保健福祉に発信することができる。地域医療が促進される中、看護学研究の発展により在宅看護や地域看護における連携システムが活性化し、エビデンスに基づいた看護実践が促進されれば、地域住民のウェルネスは間違いなく向上する。その成果を国際レベルで発信できれば、看護のグローバル化が促進される。

2) 看護学教育界からの要請

1990（平成2）年以降わが国の看護系大学は急増し、1991（平成3）年に11校であったのが2016（平成28）年には254校に至った。また大学院も増加して2016（平成28）年時点での看護系博士前期課程（修士課程）は165校、博士後期課程は88校ある（【資料1-1】看護系大学・修士課程・博士課程数と教員数の推移／看護系大学大学院修了生の人数と病院・大学への就職率：日本看護系大学協議会よりデータ引用、図作成）。こうした中、看護系大学や大学院教員の需要に対して供給が追いつかない状況が続いている。2012（平成24）年から2016（平成28）年の5年間で看護系大学の教員数が1,439名増加する中（ここ5年間に新設された看護系大学、学部設置、学科設置48校の平均専任教員数は27.7名【文部科学省HPより公表されたデータからカウント】）

（【資料1-2】平成24～28年度 全国看護系大学、学部、学科設置に伴う教員配置数：（文部科学省の実績データから抜粋））、修士課程修了者の2割弱、博士課程修了者の5～8割が大学への就職であり、例えば2011（平成23）年から2014（平成26）年の4年間に卒業して大学教員としてキャリアパスを進んだ修了生は1135名、2012（平成24）年以降の4年間に増員した教員数の8割を占めるに過ぎない（大学院修了生の人数と病院・大学への就職率：日本看護系大学協議会よりデータ引用、図作成）。ちなみに、本学に応募案内があった看護系大学教員の推移は、2014（平成26）年から2016（平成28）年12月現在までで教授が94件、71件、59件、平均74.7件、准教授が58件、35件、21件、平均38.0件である。

また看護系大学教員は、他分野と比べて博士の学位保有者が少ないと指摘されており、看護系大学院の博士後期課程の設置は全国的な要請といえる。文部科学省の大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告（2011（平成23）年3月）でも、「看護系大学が急激に増えたことによる教員の不足傾向や、博士課程に在学しながら教育にたずさわる教員が他分野と比較して多い等の現状もある中、高度専門職業人養成だけではなく、研究者や教育者の養成の充実も喫緊の課題である」「看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す」と記されており、本主旨に沿った看護人材養成目的に向けて一貫性のある大学・大学院教育を確立・推進することは、今日の看護学教育界の社会的使命である。

なお、神奈川県内の看護系大学は2006（平成18）年まで7校にすぎなかったが、ここ10年間で11校に増加した。教員確保に奔走する大学が多い中、2017（平成29）年3月現在、神奈川県内の看護学科を基礎とした大学院博士後期課程は3校、うち博士（看護学）の学位を授与する大学は北里大学と慶應義塾大学のみである（【資料2】博士後期課程設置状況（一般社団法人日本看護系大学協議会 平成28年度会員校（大学院一覧）より抜粋））。地域の看護学博士後期課程における研究者・教育者養成は、最優先課題といえる。

3) 横浜市立大学の社会的使命に基づく必要性

横浜市立大学は、横浜市民および神奈川県民への地域貢献を主要使命としている。また医学部、医学研究科の使命は、市域地域の医学教育・研究・医療の拠点機能を担うことである。看護学科および修士課程はこれら使命を前提に、市域唯一の公立の看護学高等教育機関として、数多くの優秀な看護実践専門職、近年は専門看護師、周麻酔期看護師等の高度実践看護師を含む高度看護実践専門職を育成してきた。看護学は看護実践に根ざした学問であり、保健医療福祉の進化とともに常に変化と改善が求められる実践科学である。多様化、高度化している都市と市民のニーズに迅速かつ適切に対応できるよう、既存の看護学の知識体系を点検するとともに、時代と社会情勢に応じた新たな看護実践モデルを開発し、検証していくことが必須である。そのためには、看護科学と看護実践のユニフィケーションを可能とするシステム、すなわち附属2病院をはじめとする関係機関との強靱な連携や、他の学問領域との共同研究の推進、看護学研究のグローバル化が不可欠である。文部科学省の大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告（2011（平成23）年3月）では、これからの看護系大学は、健康長寿という人類共通の課題解決に向けて、国際協調の視点に立ち、関係機関との強固な連携・交流を基盤とする国際的な教育研究拠点を形成していくことが重要である旨が提言されている。

看護学科および修士課程はこれまで、附属2病院との強靱な連携のもと看護基礎教育と看護継続教育を体系的に実施してきた。2015（平成27）年からは看護部と連携して看護キャリア開発支援センターを設置し、看護部の職員1人1人のキャリアを見据えつつ組織的かつ個別的キャリア開発支援を展開している。大学と附属2病院看護部の協働成果を礎に、看護科学と看護実践のユニフィケーションはさらに促進されている。今後も大学と看護部が一体となって、都市特有な課題について看護学研究を積み重ね、看護科学を実践の場で検証し、ま

た検証された看護科学を現場に定着させていくことが望まれる。看護学科および修士課程に博士後期課程が加わることで、このような仕組みの中核ともいえる「看護科学と看護実践を連動させる教育研究拠点」としての役割を拡大することができる。370万人という国内最大の政令指定都市でもある国際都市横浜の、看護実践の場の課題を多角的に分析し、他都市や国全体の動向も視野に入れながら人々の健康寿命の延伸と、生活の質向上を保証する保健医療福祉ケアシステムを構築すること、それに資する科学的根拠を国際レベルで提示することは、将来を見据えた本学の社会的使命といえる。

(3) 博士後期課程が目指す人材育成と進路とディプロマポリシー

以上の背景より、博士後期課程で目指す育成人材と、予測される進路、ディプロマポリシーを以下のとおりとする。

1) 博士後期課程が目指す人材育成

① 看護学研究者

看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者、特に現代社会が直面する看護実践の場の課題を多角的に分析し、その解決に向けて新たな看護実践モデルや看護理論を開発する能力を有する看護学研究者。

② 看護学教育者

地域社会の人々の健康と福祉に幅広く貢献する次代の看護実践専門職、高度看護実践専門職を育成し得る、看護学に係る高度な専門的知識と臨床能力を持ち、かつ高い倫理観と学際的教育観を有する看護学教育者。

③ 優れた指導的役割や、より高度な専門業務を果たせる看護職者

臨床や行政で優れた指導的役割や、より高度な専門業務を果たせる看護職者。

なお、博士後期課程が育成を目指す人材像を「**【資料3】**看護学専攻博士後期課程 育成を目指す人材像」に示す。

2) 博士後期課程修了後の進路

上記人材は博士後期課程を修了後、以下のような進路選択が可能となる。

① 看護学研究者として

全国の看護および保健医療福祉等の研究機関、中央省庁等で看護学研究者として活躍する、看護系大学および大学院で研究活動を行う教育

者として、また看護学研究を伝承する看護学研究者として活躍する等。

② 看護学教育者として

①の看護学研究者と重複するが、看護系大学および大学院で看護学の教育者として活躍する、看護学教育の研究機関および中央省庁等の看護学教育に関する部署に看護学教育の専門家や専門官として活躍する、日本看護協会等をはじめとした看護系職業団体等の看護学教育に関する部署に責任者として活躍する等。

③ 優れた指導的役割や、より高度な専門業務を果たせる看護職者として中・大規模病院の副院長や看護部長をはじめとするトップ管理職として、また臨床や実務部門により密着した看護管理者、看護師長等として活躍する、さらに中央省庁および地方公共団体等の看護や保健医療の関連部署で、看護および看護学の専門家、専門官として活躍する、看護や介護領域のビジネス化を図る民間企業の企画担当部署等の責任者として活躍する等。

3) 博士後期課程のディプロマポリシー

上記「目指す人材育成」「修了後の進路」を受けて、博士後期課程のディプロマポリシーは次の通りとする。

- ① 多様化複雑化した課題を多角的に分析し、その解決に向けて新たな看護実践モデルや看護理論を開発する能力、看護科学と看護実践のユニフィケーションの促進や、組織変革を遂行するための科学的検証や研究的手法、集団マネジメントやファシリテーション手法をはじめとした方法論を提示する能力、看護学研究の成果等を国際水準で、また政策提言に向けて発信する能力を持つこと。
- ② 看護学に係る高度な専門的知識と臨床能力をもとに、時代や社会事情に添った看護学を教授するとともに、看護学教育の体制や方法、教育カリキュラム、教育媒体等について新たな提案ができる能力、看護学を基盤とした科学的思考力、創造的思考力、倫理的思考力、かつヒューマニティ志向性を持つこと。
- ③ 看護学の学術的意義や内実を理解した上で、臨床や行政において看護職に期待される役割の具体を掌握し、応答的かつ実証的に行動できる能力、看護臨床や現場で起きている現象を科学的に掌握・分析し、組織変革を遂行する能力、組織力動をアセスメントして集団を効率的に

道的にマネジメント、ファシリテートする能力など、高度な専門業務に資する能力、特に分析・遂行能力を持つこと。

なお、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーおよび、修了後の進路の関連を「【資料4】看護学専攻博士後期課程アドミッションポリシー／ディプロマポリシー／カリキュラムポリシーおよび修了後の進路」に示す。

3. 研究科・専攻等の名称および学位の名称

(1) 研究科・専攻・課程の名称

研究科・専攻・課程の名称は「医学研究科看護学専攻博士前期課程（旧 修士課程からの変更）」と、「看護学専攻博士後期課程」とする。英語名称は「Yokohama City University, Graduate School of Medicine, Department of Nursing, Master's Course of Nursing Science」と、「Department of Nursing, Doctor's Course of Nursing Science」とする。本専攻は、主たる教育分野を看護学とするため上記名称とした。

(2) 学位の名称

博士前期課程については従来通り、「修士（看護学）」、英語名称は「Master of Science in Nursing」とする。博士後期課程は「博士（看護学）」、英語名称は「Doctor of Philosophy (Nursing)」とする。

4. 教育課程の編成と各科目における考え方

(1) カリキュラムポリシー

学生が、前述したディプロマポリシーに則った学修ができるように、以下のカリキュラムポリシーを掲げる。

- ① 研究的追究を補完する看護学および看護関連学の科目群を配置する。
- ② 専攻する看護学分野の研究課題を見出し、研究的追求をもって解決を図る方法論をデザインすることを可能とする科目群を配置する。
- ③ 研究全体の体系化・可視化を促し、研究遂行の指導と論文作成の指導を提供する科目群を配置する。学生が広い視野をもって研究課題に臨めるよう、研究指導体制は複数指導教員体制とする。
- ④ ジェネラルな教育能力とヒューマニティ志向能力を醸成する科目群を配置する。

- ⑤ 多様な方法論を駆使しての企画力や斬新な応用力等を醸成する科目群を配置する。
- ⑥ 一定の専門性を追求できる科目群（8つの特論と各看護学特別演習、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）とともに、専攻以外の特論も広く学修できる仕組みとする。

(2) ディプロマポリシーと各科目の関連

各科目のディプロマポリシーに対する位置づけを、以下に述べる（【資料 5】看護学専攻博士後期課程 カリキュラムマップ）。

1) 共通科目

「看護学研究論」と「医療倫理論」は、ディプロマポリシー①の、多様化複雑化した課題を分析し、その解決に向けて看護実践モデルや看護理論を開発する能力や方法論を提示する能力、看護学研究の成果等を国際水準で、また政策提言に向けて発信する能力、②の看護学に係る高度な専門的知識と臨床能力をもとに看護学を教授するとともに、看護学教育の体制や方法等について新たな提案ができる能力、看護学を基盤とした科学的思考力や倫理的思考力とヒューマニティ志向性、③の看護学の学術的意義や内実を理解した上で、臨床や行政で看護職に期待される役割を掌握し応答的かつ実証的に行動できる能力や、組織変革する能力など高度な専門業務に資する分析・遂行能力、以上3つのディプロマポリシーを実現するために設けた。「看護学研究論」は専攻する看護学分野の研究課題を見出し、研究的追求をもって解決する方法論をデザインすることを可能とする必修科目、「医療倫理論」は医療職者としての研究的追求を補完するとともに、ヒューマニティを志向する能力を培う看護関連学の必修科目として配置した。次に、「医療統計学」は特に、ディプロマポリシー①の研究能力と、③の高度な専門業務に資する分析・遂行能力を実現するために設けた。

「看護学教育論」と「医療心理学」は特に、ディプロマポリシー②の教育能力と、③の高度な専門業務に資する分析・遂行能力を実現するために設けた。

「看護学教育論」はジェネラルな教育能力とともに、看護学教育の体制・方法について新たな提案ができる能力を醸成するとともに、ヒューマニティを志向する能力を培う科目である。基礎看護学教育や看護学研究者の育成に携わる者に限らず、看護の現場で活躍する者がその現場を変革し得る人材を育成するにあたって、教育学的知識と手法をマスターすることは重要であり、それに資

する選択科目として配置した。「医療心理学」は教育や臨床の場における科学的な対象理解を深めることと、個々の心理特性や集団力動を加味した上で対人関係調整を可能とする看護関連学の科目である。医療心理学の知識と手法をマスターすることは、基礎看護学教育や看護学研究者の育成に携わる者がよりエビデンスに基づいた教育・研究活動を実現する上で、また看護職者が優れた指導的役割や、より高度な専門業務を果たす上で重要であり、それに資する選択科目として配置した。

2) 専門科目

学生が特定の専門性を追求できるよう、専門科目の中に8つの特論を設けた（「看護ケアシステム開発学特論」「看護管理学システム特論」「感染看護学開発特論」「健康支援看護学特論」「発達療養支援看護学特論」「老年看護学システム開発特論」「アディクション看護学開発特論」「地域ケアシステム看護学特論」）。いずれも、共通科目をふまえた上で各専門性を追求しつつ、それぞれの特論から派生する看護学特別演習、看護学特別研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを通じて、その専門性に依拠した研究活動の遂行や博士論文の完成につなげられる仕組みとした。

なお、各自の専攻として選択される特論はいずれも、3つのディプロマポリシーを実現するために必須であるが、「看護ケアシステム開発学特論」と「アディクション看護学開発特論」は特に、ディプロマポリシー②の教育能力の実現を重視して設けた。看護ケアシステムの開発およびアディクション看護学の開発において、看護ケアシステムやアディクション看護を教授できる教育者および、それらのテーマに臨む研究者を育成する教育者を輩出する上で、学生の高度な看護学教育能力の修得は最優先課題である。上記2特論の教授は、その能力育成を保証、補完するものである。次に、「看護管理学システム特論」

「感染看護学開発特論」「老年看護学システム開発特論」は特に、ディプロマポリシー③の高度な専門業務に資する能力の実現をより重視して設けた。「看護管理学システム特論」「感染看護学開発特論」および「老年看護学システム開発特論」は基本的に、看護組織や病院、施設、在宅や地域等マスを視野に入れた看護学分野である。マスを対象とする限りマネジメントや組織力は必須であり、上記3特論の教授は、その能力育成を保証、補完するものである。最後に、「健康支援看護学特論」「発達療養支援看護学特論」「地域ケアシステム看護学特論」は特に、ディプロマポリシー①の研究能力の実現を重視して設け

た。看護学トランスレーショナルリサーチの探求や、小児やその家族を対象とした看護学研究、地域全体の健康課題の解決に向けてヘルスプロモーションを視座とした看護学研究を通じて、看護実践モデルや看護理論を開発する能力や方法論を提示する能力、看護学研究の成果等を国際水準で、また政策提言に向けて発信する能力を育むことが可能であり、上記3特論の教授はその能力育成を保証、補完するものである。

3) 演習・研究指導科目

学生が特定の専門性を追求できるよう設けた専門科目である8つの特論から派生させた「看護学特別演習」「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」

「看護学特別研究Ⅲ」は、各特論で、専門とする看護学領域における課題を国内外の動向と最新の知見に基づき多角的に探究したことを経て、「看護学特別演習」は特に、ディプロマポリシー①の研究能力の実現に向けて必修科目として設置した。文献レビューやフィールドワークを自律的に行う能力を醸成することは、看護実践モデルや看護理論を開発する能力や方法論を提示する能力、看護学研究の成果等を国際水準で、また政策提言に向けて発信する能力を育む上で基盤となる学修過程である。さらに「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」は、ディプロマポリシーの①②③すべてに相当する必修科目として配置した。研究全体の体系化・可視化（時間軸、フィールド軸、コミットメント軸、フィードバックおよび指導軸等の配置）を促し、研究遂行と論文作成の指導を提供する科目群として構造化した。

(3) ディプロマポリシーと、カリキュラム全体としてのポリシーの関連

各科目単位の観点からディプロマポリシーとカリキュラムポリシーとの関連を上述したが、次に、各ディプロマポリシーとカリキュラム全体としてのポリシーとの関連を述べる。

1) ディプロマポリシー①

ディプロマポリシー①の研究能力では、看護学研究者の基盤としての研究能力、具体的には研究課題を掌握し、その解決に向けた研究計画をデザインし、研究の実施可能性を吟味して遂行する能力に加えて、得られた成果をいかに有効的に看護や医療の対象者に、また国民や社会に還元できるかを検討し、高水準の寄与を実現する能力、以上の経緯の中で有益な支援や資源を積極的に活用する実践能力が求められる。したがって共通科目、専門科目、演習・研究指導

科目すべてを通じて、また講義形式、演習形式、研究指導すべての授業形態を通じて、学生のクリティーク能力やデザイン力、遂行力、フィードバック能力、成果から改善策や新たな方向性を見出す斬新な思考力等を醸成する仕組みとした。

2) ディプロマポリシー②

ディプロマポリシー②の教育能力では、学生が専攻する看護学分野に特化した看護学そのものに深い造詣をもつことと、ジェネラルな教育能力、ヒューマニティを志向する能力を求めており、これらの能力を培うために、学生が特定の専門性を追求できるよう専門科目の中に8つの特論と、それぞれの特論から派生する看護学特別演習、看護学特別研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを用意した。また、共通科目を加えることで全科目を通じて、また講義形式、演習形式、研究指導すべての授業形態を通じて、教育能力とヒューマニティ志向の能力を高められる仕組みとした。

3) ディプロマポリシー③

ディプロマポリシー③の高度な専門業務に資する能力では、看護学の学術的意義や内実を理解した上で、臨床や行政において看護職に期待される役割の具体を掌握し、応答的かつ実証的に行動できる能力、現象を科学的に掌握・分析して組織変革を遂行する能力など、高度な専門業務に資する分析・遂行能力を揚げたが、これらは、ディプロマポリシー①と②をはじめとした諸能力の応用能力でもある。したがって、共通科目、専門科目、演習・研究指導科目すべてを通じて、また講義形式、演習形式、研究指導すべての授業形態を通じて、多様な方法論を駆使しての企画力や斬新な応用力等を醸成することを図った。

(4) カリキュラムポリシーと各科目の関連

各科目単位の観点からディプロマポリシーとカリキュラムポリシーとの関連を、また各ディプロマポリシーとカリキュラム全体としてのポリシーとの関連を上述したが、最後にカリキュラムポリシーと各科目の関連、すなわち各科目のカリキュラムポリシーに対する位置づけを述べる。

1) 共通科目

共通科目の必修「看護学研究論」「医療倫理論」「医療統計学」は、特にカリキュラムポリシー①の、研究的追究を補完する看護学および看護関連学の科

目群として配置した。また、同じく共通科目の選択「看護学教育論」「医療心理学」は、特にカリキュラムポリシー④の、ジェネラルな教育能力とヒューマニティ志向能力を醸成する科目群として配置した。いずれの科目も研究的追求を補完するとともに、教育能力とヒューマニティ志向能力、またカリキュラムポリシー②の、研究課題を見出し、研究的追求をもって解決を図る方法論をデザインする能力を醸成に資すると考えた。

2) 専門科目

専攻する看護学分野の専門性を深めるために、またカリキュラムポリシー②の、専攻する看護学分野の研究課題を見出し、研究的追求をもって解決を図る方法論をデザインすることを可能とするために、8つの特論を設けた（「看護ケアシステム開発学特論」「看護管理学システム特論」「感染看護学開発特論」「健康支援看護学特論」「発達療養支援看護学特論」「老年看護学システム開発特論」「アディクション看護学開発特論」「地域ケアシステム看護学特論」）。カリキュラムポリシー⑥、「一定の専門性を追求できる科目群（8つの特論と各看護学特別演習、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）とともに、専攻以外の特論も広く学修できる仕組みとする」ことから、上記専門科目、8特論は専攻しない学生の履修対象にもなる。

3) 演習・研究指導科目

8つの特論から派生させた「看護学特別演習」と「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」は、カリキュラムポリシー③の、研究全体の体系化・可視化を促し、研究遂行の指導と論文作成の指導を提供する科目群として、またカリキュラムポリシー⑤の、多様な方法論を駆使しての企画力や斬新な応用力等を醸成する科目群として配置した。

(5) 教育課程の編成

博士後期課程の教育課程を編成するにあたっては、多様化複雑化した健康問題や健康課題の解決を主眼とした看護学研究を確立・推進することを目指した。博士後期課程は、共通科目、専門科目、演習・研究指導科目から構成し、各担当教員がそれぞれの専門性を活かしつつ、かつ他の教員と連携しながら教育内容を深化・統合・発展できるように人員配置した。

1) 共通科目

看護学の本質を探求し得る質の高い看護学研究、また博士後期課程相応の学術性を担保した看護学研究に資する基盤的知識とスキルを学修することを目的とする。特色として、看護学研究論のみならず、他の学問領域と隣接した科目を用意した。

2) 専門科目

多様化複雑化した健康問題や看護課題を念頭においた専門性の高い看護実践に資する看護学研究をデザインする能力を得ることと、そのための学問的基盤を涵養することを目的とする。各自の研究テーマに関わる看護問題とその研究的アプローチを複数の専門領域の視座を通して学修し、その上で看護学の知識や技術の検証、新たな理論や方法の創設等、より高度な看護学研究をデザインできるよう、博士前期課程の12分野をベースとした8つの専門科目「特論」を設定した。

3) 演習・研究指導科目

看護系大学および研究機関において研究・教育活動を担える研究・教育者および、保健・医療・福祉の場で科学的視点を以って研究・教育能力を発揮できる高度看護実践専門職等に必要の研究能力の修得を目指して、「看護学特別演習」「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」を設定した。特色として看護学特別研究については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと3つに区分することで、より段階的に、着実に研究能力を獲得することを目指す。なお、カリキュラム構造図を「【資料 6】博士後期課程 カリキュラム構造図」に、時間割を「【資料 7-1】 【資料 7-2】平成30年度 医学研究科看護学専攻博士後期課程 時間割表前期／後期（案）」に示した。

(6) 各科目における基本的な考え方

1) 共通科目

看護学の本質を探求し得る質の高い看護学研究、また博士後期課程相応の学術性を担保した看護学研究に資する基盤的知識とスキルを学修できることを目的に、具体的には、博士論文の研究計画を立案し、研究遂行上の各種問題に対峙できるような高い学識と卓越した洞察力を養い、結果を博士論文として完成させる能力を醸成するために、必修科目として「看護学研究論」「医療倫理論」

「医療統計学」各2単位、選択科目として「看護学教育論」「医療心理学」各2単位を設けた。

なお「看護学研究論」「医療倫理論」「医療統計学」は、1年次前期に開講し、「看護学研究論」はオムニバス形式とし、各科目責任教員の研究テーマ、研究活動とその成果、実績について学ぶとともに、それらを自身の研究テーマ、研究活動で参照し、応用できる能力を醸成することを目的とした。「医療倫理論」は、医療倫理の基本的理解を深め、それらの課題と問題点を検討し、看護学博士としての医療倫理に関する知識を具備することを目的とした。「医療統計学」は、臨床統計学および臨床試験プロトコールを作成する上で必要な統計学的手法に関する能力を身に付けることを目的とした。「看護学教育論」「医療心理学」は1・2年次前期に開講し、「看護学教育論」は、研究者、教育者、高度な専門業務を担う看護職者に必要な教育学の知識を具備し、それらと看護学を融合させて的確な教育学的判断ができる能力を養うことを目的とした。

「医療心理学」は、医療心理学の概念や理論、体系を総合的に学び、看護学の知識とスキルを心理学的観点から更新、強化できる能力を養うことを目的とした。

2) 専門科目

専門科目では、各自の研究テーマに関わる看護問題とその研究的アプローチを学修し、看護学の知識や技術の検証、新たな理論や方法の創設等、より高度な看護学研究をデザインできるよう設定した8科目の「特論」の中から、各自の専門科目、1科目2単位を1年次前期に必修として履修する。専門教育科目の「看護ケアシステム開発学特論」「看護管理学システム特論」「感染看護学開発特論」「健康支援看護学特論」「発達療養支援看護学特論」「老年看護学システム開発特論」「アディクション看護学開発特論」「地域ケアシステム看護学特論」はいずれも、共通科目をふまえた上で、専門とする看護学領域における課題を国内外の研究の動向と最新の知見に基づき、多角的に探究する能力の醸成を狙いとした。

3) 演習・研究指導科目

「看護学特別演習」は、1年次後期に必修として2単位を履修する。「看護学特別研究」は、「看護学特別研究Ⅰ」1年次後期必修2単位、「看護学特別研究Ⅱ」2年次通年必修2単位、「看護学特別研究Ⅲ」3年次通年必修4

単位で、計 8 単位を履修する。なお「看護学特別演習」では、共通科目と各専門科目特論から修得した視点や手法を用いて、文献レビューやフィールドワーク等を行い、個別の研究へと発展させるための方策を探求する。また、各自の研究テーマに沿った研究計画立案に向けて文献レビューやフィールドワークを自的に行える能力の育成を図る。さらに「看護学特別研究」では、共通科目、専門科目「特論」、「看護学特別演習」から修得した視点や手法を統合的に用いて、博士論文を計画、実施、公表するための知識、技術、姿勢、学際的および国際的視点から研究を推進する能力の育成を図る。「看護学特別研究Ⅰ」では、博士論文として取り組むべき独創的で有用性の高い意義あるテーマを設定すると共に、研究計画書の作成を目指す。「看護学特別研究Ⅱ」では、「看護学特別研究Ⅰ」の学修をふまえ、研究計画書に沿ってデータ収集、データ分析等の研究活動を自的に遂行する。「看護学特別研究Ⅲ」では、「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」の学修をふまえて研究テーマ、目的、方法を明確化し、研究計画書に沿って研究を遂行して得られた結果を考察し、結論を得て博士論文を完成させる。

最後に、看護学を発展させる研究能力、教育能力、高度看護実践専門職等に期待される看護実践を発展させる能力の育成を図るために、研究課題に応じた専門科目を履修した上で、学生が希望する場合は必要に応じて看護学専攻以外、また医学研究科以外の専攻・研究科の科目を履修することができる。

5. 教員組織の編成とその考え方

(1) 教員組織

博士後期課程では、高度な看護実践における知見を創設し、看護学の知識体系の構築に寄与できる研究・教育者の育成を目指して教員組織を編成する。教員組織は教授 10 名、准教授 5 名、計 15 名の専任教員で構成する。専任教員は教授、准教授ともに博士の学位を有している。専任教員は博士前期課程を兼任する。

(2) 教員の科目配置

共通科目、専門科目、演習・研究指導科目それぞれにおいて一貫性をもって、また体系的に教育できるよう、さらに講義、演習、研究指導という一連の流れに沿ってメリハリのある教育ができるよう、教員を組織的に配置する。講義科目（「共通科目」「専門科目」）には原則として、教授を科目責任教員（単位

認定教員)として配置する。なお専門性の高い准教授を擁する分野では、その准教授を起用してオムニバス形式等で講義を展開できるようにする。演習科目(「看護学特別演習」「看護学特別研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)には教授・准教授を配置し、複数の教員体制で研究指導に当たることとする。

(3) 教員の業績

研究指導にあたる教員については、博士前期課程もしくは博士後期課程における研究指導の実績があり、かつ専門および関連分野の研究業績と教育実績がともに十分蓄積されている人材を登用する。

(4) 教員の年齢と職位のバランス

専任教員における開設時の職位別年齢分布は、教授が46歳から61歳までで平均年齢53.0歳、准教授が37歳から53歳までで平均年齢44.8歳であり、職位と年齢の均衡が保たれている。また専任教員15名の年齢分布は、37歳が1名、41～49歳が4名、50～59歳が8名、60～61歳が2名とバランスがよく、教員組織の継続性が担保されており、次世代に向けた教育・研究活動の水準維持と向上が期待できる。なお、本学の就業規則における定年は65歳であり、博士後期課程の完成年度を迎える前に、定年を迎える教員はいない(【資料8】公立大学法人横浜市立大学職員就業規則(抜粋))。

6. 教育方法、履修指導、研究指導体制・方法および修了要件

(1) 教育方法

博士後期課程では、高度な看護実践における知見を創設し、看護学の知識体系の構築に寄与できる研究・教育者の育成を目指す。この目的を達成するため、複数の専任教員によるオムニバス方式を中心とした教育方法とする。

1) 授業期間

博士後期課程は通年開講とする。4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として開講する。

2) 修業年限

博士後期課程における標準修業年限は3年間とする。また在学年限は6年とする。

3) 大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例の実施

博士後期課程では、大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例として昼夜・土曜日開講に対応する。

(2) 履修指導

入学時のオリエンテーションにおいて教育課程ならびに履修方法に関するガイダンスを行う。また個別に、主研究指導教員が学生の入学時の研究能力や修了後の希望進路等に応じて、標準的履修モデルを参考に履修計画を指導する（【資料 9】博士後期課程における標準的履修モデル）。

(3) 研究指導体制

研究指導体制は主研究指導教員と副研究指導教員の複数指導教員体制とする。複数指導教員体制とは、主研究指導教員 1 名と副研究指導教員 1 名の 2 名体制で研究指導を行うことである。主研究指導教員は、研究課題の設定、研究計画の立案、倫理審査の受審、研究計画の遂行といった、博士論文の完成に至る全過程で主たる責任を有し、一貫した個別指導を行う。副研究指導教員は、研究課題の設定、研究計画の立案、倫理審査の受審、研究計画の遂行といった、博士論文の完成に至る全過程で、主研究指導教員の研究指導や役割を補完するとともに、学生の研究遂行に関する詳細な相談に答えるなど、主研究指導教員でなければ対応できないこと以外の面で、学生の研究遂行を支援する。なお主研究指導教員は、学生が専攻する学問領域、選択する「特論」によって自ずと決まるが、学生入学後、会議体を経て最終的に決定する。

(4) 研究指導方法

学生が入学後、主研究指導教員は学生の研究課題や研究スケジュール等、また学生の研究意向を鑑みて副研究指導教員を決定する。両研究指導教員は、学生の希望する専門分野および履修計画をふまえ、「看護学特別演習」（2 単位）、「看護学特別研究Ⅰ」（2 単位）、「看護学特別研究Ⅱ」（2 単位）、「看護学特別研究Ⅲ」（4 単位）体制をとおして段階的に研究指導を行う。

1) 1 年次の研究指導

1 年次は、学生が先行履修した「共通科目」および「専門科目」の学修をふまえ、「看護学特別演習」および「看護学特別研究Ⅰ」をとおして、博士論文の研究課題を明確化し、当該研究課題に準じた研究計画書を作成することがで

きるよう研究指導を行う。原則として、1年次に研究計画書について本学研究倫理委員会の承認を得るものとする。具体的には以下のステップをふむ。

① 研究課題の設定

出願時の研究テーマを鑑みながら学生が、「専門科目」の各特論および「看護学特別演習」での学修を活かして博士論文の研究課題を設定できるよう、当該研究課題の解決に至る研究計画を立案できるよう研究指導教員が指導する。

② 研究倫理委員会の承認

研究計画が十分な科学的合理性および適切な倫理的配慮を有したものとなるよう、「看護学特別研究Ⅰ」において研究指導教員が指導する。研究を開始するにあたっては、本学における研究等の倫理に関する規程に基づき、CITIのe-learningの受講と倫理運営委員会が開催する倫理講演会に参加した上で、本学研究倫理委員会の承認を得る（【資料10】公立大学法人横浜市立大学医学部等における研究等の倫理に関する規程）。

2) 2年次の研究指導

2年次は、学生が先行履修した「看護学特別研究Ⅰ」の学修をふまえ、「看護学特別研究Ⅱ」をとおして、自らの研究課題・研究計画に沿ってデータ収集、データ分析等を自律的に遂行できるよう研究指導を行う。学生は教員による定期的な指導やコンサルテーションを得ながら、主に学外の当該フィールドで研究活動を遂行する。なお原則として、2年次に研究計画および研究の進捗状況について学位審査部会（学位審査委員会）の中間審査を受けるものとする。具体的には以下のステップをふむ。

① 学位審査部会

博士論文審査は、学位審査部会により行われる。学位審査部会の部長は看護学専攻長とし、部会員は研究指導教授から構成される。また学位審査部会による審査結果および最終試験の結果の報告に基づく可否は、医学研究科代議員会により行われる。

② 学位審査委員会の設置

学位審査部会に学位審査委員会を設置する。学位審査委員会は、看護学教授会が選出する3名の学位審査委員から組織され、1名を主査、2名を副査とする。

③ 学位審査委員会の構成

学位審査委員の主査1名は、博士後期課程の主研究指導教員の資格を有する専任教員（教授）が務める。学位審査委員の副査2名は、博士後期課程の主研究指導教員もしくは副研究指導教員の資格を有する専任教員（教授もしくは准教授）が務める。なお、学生の研究指導教員ならびに共同研究者は、学位の質の担保ならびに審査の公平性の観点から当該学生の学位論文の主査および副査にはならない。

④ 中間審査申請および中間審査会

中間審査申請に基づき、学位審査部会（学位審査委員会）は学位論文の研究計画および研究の進捗状況について原則、一斉に公開審査を行う。

⑤ 専門学術誌への投稿

原則として、中間審査終了後に学生は学位申請論文を完成させ、当該専門分野に関連する学会誌の原著論文として投稿する。

3) 3年次の研究指導

3年次は、学生が先行履修した「看護学特別研究Ⅰ」および「看護学特別研究Ⅱ」の学修をふまえ、「看護学特別研究Ⅲ」をとおして、自らの研究課題・研究計画に沿って博士論文を完成することができるよう、研究指導を行う。原則として、3年次に学位審査部会（学位審査委員会）の最終審査を受けるものとする。最終審査会および最終試験は個別の公開審査とする。

(5) 博士論文審査

博士論文審査は、本学学位規程（【資料11】公立大学法人横浜市立大学学位規程）および、本研究科博士（看護学）の学位論文審査の流れ（【資料12】看護学専攻博士後期課程学位授与の流れ）が定めるところによる。

1) 学位申請資格審査

学位審査部会は、学位申請者が学位申請資格要件を得ていることについて、最終審査の前に確認する。

2) 最終審査申請

最終審査の対象は、専門学術誌に申請前3年以内に掲載された原著論文もしくは掲載予定（受理証明添付）の原著論文とする。専門学術誌とは、原則とし

てPubMed、Science Citation Index Expanded、医学中央雑誌等に採用されている雑誌をいう。

3) 最終審査会および最終試験

学位審査委員会は、最終審査会および最終試験の結果の用紙並びに、学位授与に値するか否かの意見書を学位審査部会に報告する。学位審査部会は、学位審査委員会からの報告に基づいて学位授与の可否の判定案を作成し、研究科長に報告する。研究科長は、医学研究科代議員会（学位審査部会員）の3分の2以上が出席した部会において、無記名投票により出席委員の3分の2以上の承認を経て学長に報告する。

(6) 博士後期課程修了要件と博士論文の公表

1) 博士後期課程の修了要件

博士後期課程の修了要件は、本学学位規程に則り、3年以上本学大学院に在籍し、共通科目から6単位以上、専門科目から2単位以上、演習・研究指導科目から10単位以上の計18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたいうえて博士の学位論文を提出し、最終審査および最終試験に合格することとする。

2) 博士論文の公表

本学学術機関リポジトリ要綱（【資料13】公立大学法人横浜市立大学学術機関リポジトリ要綱）に則り、博士の学位を授与したときは、当該博士論文の要旨および論文審査の結果を本学学術情報リポジトリより公表する。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 教育・研究施設・設備

本学福浦キャンパスにおいて授業を開講する。福浦キャンパスには、博士後期課程の基礎となる看護学科および博士前期課程があり、大学院生専用の教室・施設や看護学関連の設備、器具等が整備されている。講義は大学院専用の教室（約50人収容可能）で実施する。演習は研究指導教員の研究室を使用するほか、棟内の6～8人収容の演習室（9室）で行う。また、共通科目については看護学科および博士前期課程と共用の講義室を使用する。さらには、棟内の1階、6階の計2室を看護学専攻の院生研究室として使用できるとともに、パソコンが整備された情報実習室も活用できる（【資料14】大学院生共同研究室

(看護教育研究棟 1 階) 見取り図)。なお上記状況より、開設後第 3 年次の設備購入費は計上していない。

(2) 図書館

図書については、福浦キャンパス医学情報センターに蔵書数 155 千冊強、学術雑誌 5,828 冊を有するほか、八景キャンパス学術情報センターとの相互利用システムが完備している。主な学術雑誌として看護学科共用で「看護」「看護研究」「がん看護」「看護実践の科学」「小児看護」「オペナーシング」「保健師ジャーナル」等がある。閲覧席が開架方式になっており学生は自由に図書閲覧でき、視聴覚資料も 1 階の AV 室で自由に見ることができる。他に PC 席 (59 席) も用意されている。図書の検索手法には、①直接書架で探す、②備え付けのコンピュータで検索する、③索引集や文献集から探す、④Web 版を利用してコンピュータで検索する等があり、多様なサービスを利用することができる。他の大学図書館と文献複写相互依頼協定を結んでおり、資料収集の利便性も確保されている。

一方で、金沢八景キャンパス内にある学術情報センターも利用可能である。両センターは社会人学生の自学自習をサポートするために、土曜日、日曜日も開館しており、開館時間は学生が利用しやすいよう平日が 8:30 から 22:00 まで、土・日曜日が 9:00 から 19:00 までである。なお図書館の蔵書はすべてデータベース化されており、オンラインでの検索が可能である。電子ジャーナルに関しては、学生に独自の ID が発行され、本学図書館ホームページから検索・閲覧することができる。「Nature」「Science」「Lancet」を始め、多数の洋雑誌の閲覧が可能である。またトムソン・ロイターと連携しており、「Web of Science」等の学術文献データベースの利用方法の説明会等を行っている。

8. 既設の学部および研究科との関係

看護学科および看護学専攻博士前期課程を基盤とした博士後期課程の教育研究においては、看護学を博士後期課程レベルで究めることができるように教育課程および、カリキュラムを配置している。博士後期課程の教員は看護学科および博士前期課程を併任し、看護学科と博士前期課程での各専門領域・分野をふまえて、教育研究を行う体制となっており、教員の専門性の一貫性・整合性が図られている。なお、本学の大学院は 1961 (昭和 36) 年、医学研究科博士

課程が設置されたのを皮切りに、新規研究科の設置、組織改編を経て、現在 5 研究科（医学研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム研究科、生命医科学研究科、都市社会文化研究科）に至っており、看護学専攻以外のすべての専攻が博士前期・後期課程を有している。看護学専攻の博士後期課程が設置されることで全研究科に博士前期・後期課程がそろふこととなり、横浜市を代表する総合大学の学問拠点として完成するとともに、大学の使命を全うすることになる。既設の看護学科、看護学専攻の関係は「【資料 15】看護学科と看護学専攻の相互関係」に示す通りである。

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッションポリシー（入学者受入方針）

看護学は、自然科学、人間科学、社会科学を統合させた学問であり、YCU ミッションである国際都市横浜における知識基盤社会の都市社会インフラとして機能すること、特に教育研究・医療の拠点機能を担うことをめざして、高度な実践能力をもつ看護専門職および看護学を探究する研究・教育者を育成するために、次のような意欲と能力を持った学生を受け入れる。

- ① 豊かな人間性と倫理観をもち、大学院で学修・研究する明確な意志と
そのために必要な能力を有する人
- ② 保健・医療・福祉の実践・教育分野等で活躍しており、現場の課題を
掌握するとともに、看護学探究や人材育成、高度看護実践に高い関心
を持って取り組む姿勢と向学心がある人
- ③ 看護学研究者、看護学教育者、高度看護実践者として社会に貢献する
意欲がある人

(2) 入学資格

博士後期課程の入学者選抜は一般選抜とし、出願資格は以下のとおりとする。

- ① 修士の学位を有する者ないし 2018（平成 30）年 3 月に取得見込みの者
- ② 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者ないし、
2018（平成 30）年 3 月までに授与される見込みの者
- ③ 文部科学大臣が指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）

大学を卒業し、または大学において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と

同等以上の学力があると認めた者

- ④ 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2018（平成30）年3月31日現在において24歳以上の者

(3) 入学者選抜の概要

入学者選抜では、学力試験（英語）と入学後の博士論文のテーマと内容等に関するプレゼンテーションに基づく口述試験および面接試験を行う。専門分野における独創性の高い研究を自律的に行う能力、英語による学術論文を作成できる基礎的能力、アドミッションポリシーに掲げた姿勢の有無を総合的に判断して選考する。

10. 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施

博士後期課程でも博士前期課程同様、高度専門職業人養成のために保健医療福祉分野の現場で勤務している看護職者や、大学等の教育機関に勤務している教育者等の社会人の入学を想定している。勤務者は職場の理解を得た上で、授業時間が勤務終了後や土曜日等の勤務時間外であれば学修や研究をすることが可能である。社会人の生涯学習ニーズ等に応じて、社会人が勤務を継続しながら大学院で就学できる環境を提供するため、博士後期課程でも大学院設置基準14条に定める教育方法の特例を実施する。社会人入学者への対応は次の通りである。

(1) 修業年限

修業年限は3年、在学年限は6年までとする。

(2) 履修指導および研究指導の方法

学生を担当する主研究指導教員と副研究指導教員を決定し、両研究指導教員は、面談又は電子メール等の活用により履修科目および研究活動全体について学生の相談に応じ、学修および研究の進行にあたって必要な指導を行う。

(3) 授業の実施方法

共通科目と専門科目の特論および、演習科目の看護学特別演習の講義・演習は、平日の昼間の時間帯と、平日夜間ないし土曜日昼・夜間の時間帯に開講する（昼間8:50から17:40まで、夜間17:50から21:00まで）。後者

は、大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例を加味したものである。なお看護学特別研究は、教員と学生の合意形成を基に、学生に配慮した時間割を設定し、実施計画を立てる。

(4) 教員の負担の程度

専任教員は全員、看護学科および博士前期課程を併任していることから、看護学科および博士前期課程のカリキュラムの見直しや担当時間数の調整を行い、過度の負担が生じないように配慮する。博士後期課程担当教員の業務量の片寄りや、不均等が発生しないように看護学科には博士後期課程担当教員以外に、助教以上の教員を 28 名、非常勤助手を 5 名配置し、かつ博士後期課程担当教員の平均担当コマ数が週 8 コマ以内に収まるよう調整できる体制にする。従来から実施している博士前期課程に在学する大学院生を対象としたティーチングアシスタント制度を今後も積極的に起用し、大学院生の教育力の向上と大学院担当教員の学部授業の負担軽減を図る。夜間に授業を行う場合には、翌日の午前には看護学科および看護学専攻の授業を配当しない等の負担軽減も図る。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

福浦キャンパス医学情報センター、八景キャンパス学術情報センターはともに、平日は 8 : 30 から 22 : 00 まで、土・日曜日は 9 : 00 から 19 : 00 まで開館しており、この時間内の文献貸出が可能である。文献の返却は 24 時間、専用ポストに投函できる。また指紋認証により、上述した時間外であっても 24 時間学術情報センターを利用することが可能である。加えて、本学が契約している電子ジャーナル・データベース等には、大学のネットワーク内もしくは学外からは大学のネットワークを通して、電子ジャーナル等にアクセスすることができるシステム「Virtual Private Network」を利用して 24 時間アクセス可能である。

次に、看護教育研究棟 4 階に情報処理室があり、100 台のパソコンが 9 : 00 から 19 : 30 まで利用可能である。また大学院生研究室（自習室）にもパソコンが設置されており、全日使用できる。最後に事務職員については、看護学科事務室の職員が看護学科および看護学専攻に関わる事務を担当しており、夜間および土曜日の授業開講時間にも配置されている。

(6) 必要とされる分野であること

現在の保健医療福祉分野は、医療技術のめまぐるしい発展とともに、急速な少子高齢社会の進展により、求められるニーズは多様化複雑化し、同時に解決していかなければいけない課題が山積している。そのような背景にある保健医療福祉分野で新たな理論の開発やリーダーシップをとる人材育成、すなわち博士後期課程における人材育成は急務であり、その認識は臨床や現場においても浸透しつつあるのが、今回われわれが実施した保健医療福祉現場を対象とした博士後期課程修了生に対するニーズ調査でも示されている。

(7) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

本学では、大学院を専ら担当する専任教員の配置はしておらず、教員は学部、看護学専攻博士前期課程、博士後期課程すべての専任となるが、博士後期課程を担当する教員は教授、准教授のみとし、学部を担当する教員は主に講師、助教とする。役割分担を図ることで、また、引き続き非常勤助手を5名配置することで大学院を担当する教員組織を充実化させる。

(8) 教員に対する研究費助成

本学は大学および大学院に所属する教員に対して、学長裁量による全学的な研究費助成制度を有する。毎年応募した研究者の中から、研究実績や研究課題の意義等を審査して受賞者を決定、助成している。

1 1. 管理運営

本研究科の運営は、横浜市立大学大学院学則および同大学院医学研究科通則に則って行われる。

(1) 医学研究科教授会

医学研究科教授会は、医学研究科の担当専任教員である教授および准教授により構成される。教授会は大学院学則に基づき、①学生の身分に関すること、②学位に関すること、③研究科運営会議から付議されたその他研究科の教育に関すること等の審議を行う。

(2) 医学研究科代議員会

大学院学則および公立大学法人横浜市立大学教育研究関係の職員および諸会議に関する規程に基づき、教授会に属する教員の一部の者をもって構成さ

れる代議員会を置いている。代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。月に1度の定例会議を開催している。

(3) 看護学科・看護学専攻合同運営会議

1) 構成員と開催頻度

構成員は医学部長、医学研究科長、医学群長および看護学科・看護学専攻の教授（看護学科長、看護学専攻長、看護学科部門長を含む）である。月に1度の定例会議を開催している。オブザーバーとして副学長、看護学科准教授、附属病院看護部長および附属市民総合医療センター看護部長が出席できる。なお、年度初めと年度末には、看護学科・看護学専攻の全教員を構成員とする、看護学科・看護学専攻合同拡大運営会議を開催している（2回/年）。

2) 審議事項

主な審議事項は次のとおりである。

- ① 看護学教育全般に関する管理・調整に関すること
- ② 看護学科に配付された予算に関すること
- ③ 部門長から発議された教員人事の医学部長への発議に関すること
- ④ その他看護学科の管理運営に関すること

「公立大学法人横浜市立大学教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程（抜粋）」を【資料16】に示す。

12. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の基本方針

本学においては、次の方法をもって客観的な視点で、かつ定期的・継続的に自己点検・評価に取り組んでいる。

(2) 実施体制

1) 法人評価委員会

本学は2005（平成17）年の公立大学独立行政法人化に伴い、市会の議決を経て、市が定めた中期目標の達成に向けて公立大学法人自らが策定した中期計画（6年間）や年度目標の業務実績について横浜市公立大学法人評価委員会（以降、評価委員会）の評価を受けるとともに、毎年、各事業年度における業

務実績についても評価委員会の評価を受けることになっている。評価委員会は、各事業年度の評価にあたって、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査および分析し、その結果を考慮して総合的な評価を行う。またその評価結果を公立大学法人に通知するとともに市長に報告して公表する。なお市長は、本評価結果の報告を受けた際、議会に同報告をすることになっている。

なお、評価委員会は主に次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行う。

- ① 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと
- ② 当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと
- ③ 前年度の評価の中で指摘のあった次項が大学運営に反映されているか、など翌年度の評価の中で確認すること
- ④ 中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと
- ⑤ 自主自律的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること
- ⑥ 法人を取り巻く環境の変化等も踏まえ、必要に応じて、中期目標等の期間の中間点において振り返りとして総括を行うこと

2) 大学機関別認証評価

本学は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が次の目的で実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以降、大学機関別認証評価）を受審し、教育水準の維持および向上を図っている。

- ① 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること
- ② 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること
- ③ 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと

3) 教育研究自己点検評価委員会

本学は、本学の教育研究の理念と目標を実現し、一層の充実を図ることを目的とした自己点検・評価を行うため、教育研究自己点検評価委員会（以降、委員会）を設置している。委員会は次の事務を所掌し、大学評価本部に結果を報告している。

- ① 大学の教育研究等の向上に資するための自己点検・評価の実施に関すること
- ② 大学が受ける認証評価の教育研究等に関わる自己点検・評価の実施に関すること
- ③ 地方独立行政法人法に定められた業務実績および法人評価委員会による評価に関する事項のうち、教育研究に関すること
- ④ その他、大学の教育研究自己点検・評価に関すること

4) 医学部看護学科・看護学専攻自己点検・自己評価委員会

医学部看護学科・看護学専攻自己点検・自己評価委員会は、看護学科と看護学専攻の教育研究の理念と目標を実現し、一層の充実を図ることを目的とした自己点検・評価を行っている。本法人の教育、研究および診療活動並びに管理運営状況について自己点検・評価を行うという目標を前提に、次の事項を所掌している。

- ① 看護学科・看護学専攻の教育研究および地域貢献等の向上に資するための自己点検・評価の企画および実施に関すること
- ② ①の結果をふまえ、自己点検・評価の報告書を作成すること
- ③ その他、看護学科・看護学専攻の教育研究および地域貢献等の向上に資するための自己点検・評価に関すること

(3) 結果の活用および公表

各評価結果報告書は、学内のイントラネットにて閲覧可能とし、教職員間での情報共有化や、教育、研究、診療活動および法人運営管理等の改善策の検討、改善計画や大学運営業務において達成すべき目標を設定する場合に活用している。評価結果をふまえた事後運営も行っている。

1 3. 情報の公表

(1) 公表の方法

本法人はインターネット上の本学のホームページ（横浜市立大学公式ホーム

ページ) (以降、本学ホームページ) および、刊行物の発刊等を通じて、個人情報保護に配慮しながら積極的な情報公開に努めている。

(2) ホームページによる公開情報

本学における教育研究活動等の状況に関する基本的な情報は、本学ホームページ上に「基本情報」として公表している。「基本情報」は広報室が情報管理し、法人として最新情報を正確かつ迅速に発信している

(掲載 URL : <http://www.yokohama-cu.ac.jp/info/index.html>)

以下についても、本学ホームページの各項目で情報提供している。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

「教育研究上の目的と組織—教育研究上の目的(大学、学部、大学院)、教育研究上の方針」

② 教育研究上の基本組織に関すること

「教育研究上の目的と組織—教育研究上の基本組織」

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

「教員に関する情報—学術院、教員組織、教員数、各教員が有する学位および業績に関すること」

④ 入学者に関する受入方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

「学生の情報—入学者数、収容定員・在学者数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、卒業後の進路、国家試験合格実績」

⑤ 授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること

「授業と学修の評価—授業内容と年間計画」

⑥ 学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること

「授業と学修の評価—学修の成果にかかる評価、卒業・修了の認定、学位」

⑦ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

「施設・設備・教育研究環境—交通・キャンパス案内、施設・設備」

「施設・設備・教育研究環境—教育研究環境—図書館(蔵書数・視聴覚教材数)、情報実習室、情報機器数」

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

「入学金や授業料など納付金に関する情報—入学金・授業料」

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

「修学や生活など学生への支援—修学支援（学習サポート）、学生生活の支援（奨学金他）キャリア支援、心身の健康に関する支援、留学生支援、身障者支援」

- ⑩ その他の情報

海外の交流協定締結大学、学生交流事業、財務情報（予算・決算説明、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー等）、産学連携に関する取組、企業等との包括的基本協定、地域貢献活動等。

なお、医学研究科および医学部のホームページでは、看護学専攻長・看護学科長のメッセージ、大学院・学部案内のほか、各専門分野の紹介、研究業績や活動状況の紹介、公開講座・イベントおよび、トピックスの紹介等について情報公開している。常にデータの更新を図っている。

(3) 定期的に刊行している発行物

本法人は、年度毎の事業を取り纏めて事業報告書を作成している。また各種情報を季刊広報誌として編集・刊行し、全キャンパスに配布したり、本学ホームページ上で公開する等、積極的に情報提供を行っている。

1) 事業報告書の作成

本法人の各年度の取組について年度ごとに取り纏めて「事業報告書」を作成し、各学部教授会で学内説明するとともに、学内外関係者にも本学ホームページ上で公開している。

2) 広報誌の発行

広報誌として「Whistle」を発行し（4回／年）、全キャンパス、関連研究機関に配布するとともに、本学ホームページ上で公開している。本学の取組を積極的に広報している。また、看護学科と附属2病院のキャリア開発支援を目的とした看護キャリア開発支援センターの活動実績をまとめた「News Letter」を発行し（1回／年）、本学教職員、学生、卒業生、関係機関へ配布している。

3) 「横浜看護学雑誌」の刊行

看護学科・看護学専攻の定期刊行物として、本学看護学科、看護学専攻教員等の研究に基づく研究論文、活動報告等を掲載した紀要を毎年発刊している。

1 4. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

看護学科および看護学専攻では、教育能力の開発や向上を主たる目的とした取組、Faculty Development（以降、FD）を推進することを目的として、FD委員会を設置している。また、医学部医学科および医学研究科医科学専攻との合同FD委員会も定期的に開催して情報交換を行っており、両学科および両専攻における教育の質と教員の資質向上を目指している。合同FD委員会では、学生が臨床現場における「専門職連携」の意義を学べるように合同講義やグループワークを行うとともに、各診療科へのカンファレンスへ学生を参加させて実践的な知識を身に付ける機会を設けるなど、医療現場で活躍する人材開発に向けた教育方法を立案・企画している。また毎年1回、外部講師を招聘して合同FD研修会を開催しているが、2016（平成28）年度からは看護学科独自のFD研修会も開催し、看護学科・看護学専攻の教育クオリティと教員の資質向上に取り組んでいる。

また、教員はもとより事務系職員も含む教職員の能力開発を目的としたStaff Development（以降、SD）も推進しており、管理職および一般職員の業務遂行能力の深化を目指した研修会を定期的に開催している。FDおよびSDを通じて、問題点の情報共有を図るとともに組織および各教職員の意識改革、能力開発に結びつけている。

研究活動の経済的支援については、大学から全教員に研究費として基礎研究費を配分し、該当者には学長裁量経費を用意している。また、文部科学省科学研究費補助金等の申請を行うよう指導しており、説明会を年間複数回開催している。本学の科研費の採択状況は平成24年度290件（内訳：新規112件、継続178件）、平成25年度327件（内訳：新規129件、継続198件）、平成26年度332件（内訳：新規123件、継続209件）、平成27年度326件（内訳：新規155件、継続171件）、平成28年度341件（内訳：新規169件、継続172件）、である。研究費に相当した論文投稿や研究発表が実施されている。なお、「横浜市立大学医学部看護学科・看護学専攻FD委員会規程」を【資料17】に示す。